

# 宮津市公報

平成20年9月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目次

### 規 則

- 17 宮津市由良診療所条例の施行期日を定める規則 ..... 1  
18 宮津市由良診療所条例施行規則 ..... 1  
19 宮津市財務規則の一部を改正する規則 ..... 1

### 告 示

- 105 宮津市議会定例会の招集 ..... 2  
106 宮津市木質バイオマス活用ビジョン策定委員会設置要綱 ..... 2

### 公 告

- 34 漂流物の拾得 ..... 3  
35 宮津市職員採用試験実施要項 ..... 3  
36 市有土地・建物売払の一般競争入札 ..... 5  
37 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 7

### 水 道 事 業

#### 《告 示》

- 21 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 ..... 7

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 10 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 7

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 22 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 ..... 8

### 監 査 委 員

#### 《規 程》

- 1 宮津市監査委員監査規程の一部を改正する規程 ..... 8

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 8 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 8

## 規 則

宮津市由良診療所条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年8月8日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第17号

宮津市由良診療所条例の施行期日を定める規則

宮津市由良診療所条例（平成20年条例第24号）の施行期日は、平成20年12月1日とする。

\* \* \*

宮津市由良診療所条例施行規則をここに公布する。

平成20年8月8日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第18号

宮津市由良診療所条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮津市由良診療所条例（平成20年条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（診療時間等）

第2条 条例第4条に規定する宮津市由良診療所（以下「診療所」という。）の診療時間は、午前9時から正午まで及び午後3時から午後7時までとする。ただし、土曜日は午前9時から正午までとする。

2 条例第4条に規定する診療所の休診日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

3 条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前2項に規定する診療時間又は休診日を変更することができる。

（診療申込等）

第3条 診療を受けようとする者は、被保険者証等を受付に提示するものとする。

2 診療を受ける際、被保険者証等の提示がない者は、その診療費の全額を条例第5条第2項に規定する利用料金として、支払わなければならない。

（利用料金の承認）

第4条 指定管理者が条例第5条第2項ただし書の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、宮津市由良診療所利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宮津市由良診療所利用料金承認書を指定管理者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を告示するものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、宮津市由良診療所利用料金承認申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（準備行為）

2 第4条の規定による利用料金の額の設定は、この規則の施行の前日においても、当該規定の例によって行うことができる。

\* \* \*

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第19号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第105条に次のただし書を加える。

ただし、インターネットを利用する財産の売払いに係る一般競争入札の場合においては、予定価格の100分の5以上の額に相当する額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第105号

平成20年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年8月25日

宮津市長 井上正嗣

1 期 日 平成20年9月1日

2 場 所 宮津市議会議事堂

\* \* \*

宮津市告示第106号

宮津市木質バイオマス活用ビジョン策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成20年8月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市木質バイオマス活用ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市における木質バイオマス資源について、その有効活用、導入方法及び普及啓発に関する基本方針を示す宮津市木質バイオマス活用ビジョン(以下「活用ビジョン」という。)を策定するため、宮津市木質バイオマス活用ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 活用ビジョンの基本方針に関すること。
- (2) 活用ビジョンの導入計画及び推進体制に関すること。
- (3) その他活用ビジョンの策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地場産業の関係者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成21年2月28日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境保健室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

**公 告**

宮津市公告第34号

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物の引き渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成21年2月14日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申し出のない場合は、所有者がないものと認め処分します。

平成20年8月15日

宮津市長 井上正嗣

- 1 拾得物件 FRP製ボート（全長 3.60m、全幅 1.10m、黄色）
- 2 拾得日時 平成20年7月28日 午前6時30分頃
- 3 拾得場所 宮津市字由良地先海上
- 4 拾得者 宮津市字小田宿野936 神田隆雄
- 5 保管場所 宮津市役所

\* \* \*

宮津市公告第35号

宮津市職員採用試験実施要項

平成21年度宮津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成20年8月20日

宮津市長 井上正嗣

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受 験 資 格
一般事務職	若干名	(1) 昭和57年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成21年3月末日までに卒業見込みの方 (2) 昭和63年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成20年3月に卒業した方又は平成21年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	1名	保健師免許を有する方（平成21年3月末日までに同免許取得見込みの方を含む。）で、昭和44年4月2日以降に生まれた方

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

「保健師」について、免許取得見込みで受験した方が、平成21年に実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

2 試験の日時及び場所

区分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成20年10月19日(日) 午前8時30分（午前8時20分集合）	第1次試験合格者に文書で通知します。
場 所	宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀）	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・適性検査・小論文
保健師	一般教養試験・専門試験（保健師）

試験方法・内容

一般教養試験 (全職種)	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
-----------------	--

専門試験 (保健師)	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間1時間30分 (出題分野) 地域看護学、疫学・保健統計(情報処理を含む。)及び保健福祉行政論
適性検査	筆記試験 試験時間40分
小論文	筆記試験 試験時間50分

## (2) 第2次試験

## 身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、受験申込後に診断されたものに限ります。)

## 個別面接

## 4 合格発表

区分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	11月上旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11月下旬(予定)	

電話による可否の問い合わせには応じません。

## 5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成21年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成21年4月1日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成22年3月31日までです。

## 6 受験申込みの方法

提出書類	受験申込書(写真は、申込前3カ月以内に撮影した上半身前向き) 最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)又は卒業見込証明書 最終学年成績証明書 保健師免許証の写し は保健師受験者のみ(取得見込の方は不要)
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒(はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、80円切手をはったもの)を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務室職員係(本館3階)

## 7 受験申込みの受付期間

平成20年8月25日(月)から平成20年9月12日(金)まで

受付時間 午前8時30分～午後5時

郵送の場合は、9月12日(金)[締切日]午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、9月19日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

日曜日及び土曜日は、閉庁のため受付いたしません。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

## 8 給与等

(平成20年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	159,285円	141,340円	129,593円

職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

## 9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参のうえ、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務室職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

10 受験についての問い合わせ先

宮津市役所 総務室職員係（本館3階）  
〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 (0772)22-2121 内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

図面省略

\* \* \*

宮津市公告第36号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成20年8月25日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積(公簿面積)	予定価格 (最低売却価格)
1	馬場先 -	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	宅地	276.58㎡	16,706,000円
5	元上宮津 駐在所	宮津市字喜多小字禮場1291番3	宅地	133.86㎡	5,395,000円
			建物	延べ床(85.18㎡)	

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 物件番号5の建物は未登記で、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

(1) 受付期間 平成20年8月25日（月）から平成20年9月5日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日を除く。）

(2) 受付場所 宮津市企画財政室管財契約係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市企画財政室管財

契約係要必着)。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

### 3 売払物件の現地説明

物件所在地において、平成20年9月3日(水)に、物件番号1については午前10時から、物件番号5については午後1時30分からそれぞれ1時間程度現地説明(物件の概要説明)を行う。

### 4 入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成20年9月10日(水) 午前10時開始 物件番号順に行う。  
受付を午前9時30分から午前9時50分までに行うこと。

(2) 場 所 宮津市役所 本館南棟3階 第4会議室  
なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

### 5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額(円未満切上げ)とする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。

(3) 落札者が本契約を締結しないときは、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(4) 入札保証金には、利子は付与しない。

### 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 入札保証金を預けていない者の入札

(5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

(6) 予定価格を下回る額の入札

(7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

(8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

(9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

(10) 入札金額を訂正した入札

(11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした場合のその全部の入札

(12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

(13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

(14) 市有等土地・建物売払入札要綱に違反した入札

### 7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者

(2) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事しない者

### 8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。

### 9 契約の締結

(1) 落札者は、落札の決定の日から7日以内に契約を締結すること。

(2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。

(3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5に相当する額(円未満切上げ)を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。

(4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること(売買代金の一部に充当することができる。 )。

- (5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。  
 (6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

## 10 権利義務譲渡の禁止

落札及び契約上の権利義務は、第三者に譲渡できないものであること。ただし、落札者を含む共有名義での契約は可能なものとする。

## 11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同法施行令、宮津市財務規則及び市有等土地・建物売払入札要綱に定めるところによる。

## 12 入札に関する問い合わせ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1  
 宮津市企画財政室管財契約係  
 電話 0772-22-2121 内線 214

\* \* \*

## 宮津市公告第37号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成20年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成20年8月29日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日  
平成20年8月29日
- 2 縦覧の場所  
宮津市産業振興室（別館3階）

## 水道企業

## 《告示》

## 宮津市水道告示第21号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年8月8日

宮津市水道事業  
 宮津市長 井上正嗣

## 指定番号 宮水道指定第S08100号

- (1) 名称 松下テクニカルサービス株式会社
- (2) 所在地 大阪市北区本庄西1丁目1番地の7
- (3) 代表者 代表取締役 坂東弘之

## 教育委員会

## 《告示》

## 宮津市教育委員会告示第10号

平成20年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年8月13日

宮津市教育委員会  
 委員長 上羽堅一

- 1 日時 平成20年8月26日(火) 午前10時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年8月28日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成20年9月3日から9月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

## 監査委員

### 〈規程〉

宮津市監査委員規程第1号

宮津市監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年8月29日

宮津市監査委員 岡崎 正美  
同 下野 正憲

宮津市監査委員監査規程の一部を改正する規程

宮津市監査委員監査規程（平成11年監査委規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条各号中「基づき」を「より」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

#### (14) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を求められたとき、それらの算定及び書類の作成が、適正に行なわれているかどうかを主眼として実施するもの

附 則

この規程は、平成20年8月29日から施行する。

## 農業委員会

### 〈告示〉

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年8月5日

宮津市農業委員会  
会長 森川 耕一郎

- 1 日 時 平成20年8月12日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議第22号 農地法第4条の許可申請に係る意見について  
議第23号 農地法第5条の許可申請に係る意見について  
議第24号 農用地利用集積計画について